

総務局千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下、決裁規程という。）別表第1共通専決事項1一般的事項の表中（5）、（6）、（7）に規定する専決事項について総務局所管事項の取扱いを別表1のとおり定める。
- 2 決裁規程別表第1共通専決事項3財務に関する事項（1）、（2）に規定する専決事項については、課長への回議を要するものとする。ただし、別表2に掲げる専決すべき事項の課内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。
- 3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、決裁規程第2条及び別表第1中備考の規定によるものとする。
- 4 別表中（5）に該当する事項として別表1に定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、決裁規程別表第1共通専決事項1一般事項（5）、（6）の規定の趣旨を踏まえ、当該処分の専決者となっている者と同等以上の決裁を受けるものとする。
- 5 この要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

部	課	班	専決すべき事項	専決者					共通専決事項1に定める専決事項	備考
				局長	部長	課長	第二類事業所長	第三類事業所長		
総務部	給与課	労務班	(1) 職務に専念する義務の免除			○			(5)	
総務部	給与課	労務班	(2) 営利企業等の従事許可			○			(5)	
総務部	給与課	労務班	(3) 組合専従の許可		○				(5)	
総務部	給与課	労務班	(4) 休憩時間の短縮			○			(5)	
総務部	給与課	労務班	(5) 組合休暇の承認			○			(6)	
総務部	給与課	労務班	(6) 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業等の承認			○			(5)	
総務部	人材育成課	健康管理班	(1) 職員の公務災害の認定		○				(5)	

別表2

部	課・課内室	専決すべき事項	課内回議	備考
総務部	政策法務課市政情報室	(1)情報公開制度の運用に関する事	主査、市政情報室長の順	
総務部	政策法務課市政情報室	(2)個人情報保護制度の運用に関する事	主査、市政情報室長の順	
総務部	政策法務課市政情報室	(3)市政に関する刊行物等の収集、管理及び提供に関する事	主査、市政情報室長の順	
総務部	政策法務課市政情報室	(4)情報公開・個人情報保護審議会に関する事	主査、市政情報室長の順	
総務部	政策法務課市政情報室	(5)情報公開審査会に関する事	主査、市政情報室長の順	
総務部	政策法務課市政情報室	(6)個人情報保護審査会に関する事	主査、市政情報室長の順	
情報経営部	業務改革推進課行政改革担当課	(1)行政改革の推進及び総合調整に関する事	主査、行政改革担当課長の順	
情報経営部	業務改革推進課行政改革担当課	(2)外郭団体の運営に係る総合調整に関する事	主査、行政改革担当課長の順	
情報経営部	業務改革推進課行政改革担当課	(3)指定管理者制度の総括に関する事	主査、行政改革担当課長の順	
情報経営部	業務改革推進課行政改革担当課	(4)外部監査に関する事	主査、行政改革担当課長の順	
情報経営部	業務改革推進課行政改革担当課	(5)行政改革推進委員会に関する事	主査、行政改革担当課長の順	
情報経営部	業務改革推進課行政改革担当課	(6)内部統制の推進に関する事	主査、行政改革担当課長の順	
情報経営部	情報システム課住民情報システム標準化推進室	(1)住民情報系システムの標準化に係る企画及び調整に関する事。	主査、住民情報系システム標準化推進室長の順	
情報経営部	情報システム課住民情報システム標準化推進室	(2)住民情報系システムの標準化に係る計画に関する事。	主査、住民情報系システム標準化推進室長の順	
情報経営部	情報システム課住民情報システム標準化推進室	(3)住民情報系システムの標準化に係る移行に関する事。	主査、住民情報系システム標準化推進室長の順	